

## 京都・亀岡暴走事故で遺族が激怒

### 無免許少年はなぜ「危険運転」でないのか！

法律とは、いったい誰のためにあるのだろうか。

4月23日、京都府亀岡市

で集団登校中の小学生ら10人が軽乗用車にはねられ死傷した事故で、京都地検は

5月14日、事故を起こした無職少年（18）を自動車運転過失致死傷と道路交通法違反（無免許運転）の非行内容で京都家裁に送致した。

京都府警の調べによるところ、少年は15歳ごろから無免許運転を繰り返し、2年前にはバイクの無免許運転で摘発された。それでも無免許で車を走らせる行為を続けていたといふ。事故前日も10人前後でドライブに出かけ、30時間あまり経過した翌朝に事故を起こした。

自動車運転過失致死傷罪の法定刑は7年以下の懲役・禁錮または100万円以下の罰金。自覚的に無免許運転を続けながら、なぜ「過失」なのか。

事故で犠牲になつた小谷真緒ちゃん（7）の父・真樹さん（29）は、こう憤る。

「無免許は故意でしょ。それが危険運転に当たらんのやつたら、いったいこの罪は何に適用するん？」居眠り運転が過失と言つて、

共著に『危険運転致死傷罪の総合的研究』がある弁護士の高山俊吉氏が語る。

「危険運転致死傷罪の適用



真緒ちゃんが事故当時  
背負っていたリュック  
(右)この軽自動車が  
未来を切り裂いた

30時間も寝んかつたら、眠気がくるのも当たり前。故意ですよ。僕ら一般市民の

感覚と、あまりに違う

危険運転致死傷罪は2001年、悪質な飲酒運転への厳罰を求める世論を背景に新設された。過失で済まされない悪質な「故意」の事故を引き起こした運転手は、最高で懲役20年の刑を科される。自動車運転過失致死傷罪より、格段に重い。

ただし、①飲酒や薬物の影響で正常な運転が困難②制御が困難な高速度か、運転技能を持たない走行③割り込みや幅寄せ④殊更な信号無視——のいずれかの要件にあてはまることが、適用の条件になつてゐる。

共著に『危険運転致死傷罪の総合的研究』がある弁護士の高山俊吉氏が語る。

「危険運転致死傷罪の適用

は、具体的な運転時の行動に着目して考えます。免許の有無や、事故を起こして逃げたかどうかは基本的に関係ない。無免許やひき逃げは、別に処罰規定がある」

亀岡の事故では少年が無免許だったため、地検や府警は危険運転致死傷罪の構成要件のうち、「運転技能を持たない」という項目について適用を検討したが、

「無免許運転を繰り返していた場合、かえつて運転技能が備わっていると見られる可能性もある」（高山氏）

これほどに市民の感覚と離れた法律が、そのまま存

在し続けていいのか。

交通事故裁判に詳しい谷原誠弁護士は、

「一度も免許を取つたこと

のない人が事故を起こした場合、危険運転だという議論があつてもいい」と指摘する。

一方、前出の高山氏は、こう言い切る。「危険運転致死傷罪は、ある種の欠陥法ですよ。例えば『正常な運転が困難』とは？『殊更な信号無視と

は？』いずれも曖昧です。

厳罰化の流れの中で、立法段階で慎重とはとても言えないと論議が行われた結果です。小さな修正で何とかなります。小さな修正で何とかなります。小さな修正で何とかなります。

妊娠7カ月で命を絶たれた松村幸姫さん（26）の父、中江美則さん（48）は目撃者搜しに動いています。

「まだ当局に事情聴取されない目撃者にも接触して

ていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、捜査は尽くされていますから、

納得なんかできません」

中江さんは幸姫さんの兄、龍生さん（28）らとともに、刑法改正を求める署名運動の準備もしているという。

龍生さんは言う。

「無免許で居眠りしてまし

た、つて言うたら、何人殺しども過失で終わる。これ

ではまた、僕らみたいに悲しむ人たちが出てくる。いま動くしかない」

遺族は、死に接した悲しさと法律に翻弄されるやるせなさを抱え、闘つてゐる。